

石川県公報

令和3年3月16日

第13388号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査の実施(畜産振興・防疫対策課)	1
○豚熱の予防のための注射の実施(同)	3
○保安林の指定の解除予定(森林管理課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)	4
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告(県民交流課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告(同)	4
○大規模小売店舗の新設の届出の公告(経営支援課)	5
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告(農業基盤課)	7
○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告(監理課)	7

告 示

石川県告示第75号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査を次のとおり実施する。

令和3年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1 ヨーネ病

1 実施の目的

発生予防(清浄性の確認)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びその牛と同一施設内で飼育している牛
- 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- その他、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。)別表第1に基づく方法

第2 伝達性海綿状脳症

1 実施の目的

清浄性の確認のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成27年4月1日農林水産大臣公表。以下「BSE指針」という。)において、サーベイランスの対象とされる牛

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
規則別表第1及びBSE指針に基づく方法
- 第3 豚熱
 - 1 実施の目的
免疫付与状況等の確認のため
 - 2 実施する区域
県内全域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚
 - 4 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づく方法
- 第4 高病原性鳥インフルエンザ
 - 1 実施の目的
発生予察のため
 - 2 実施する区域
県内全域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で100羽以上の家きんを飼養している施設において家畜保健衛生所長が必要と認める家きん
 - 4 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
血清抗体検査(エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応)及びウイルス分離検査
- 第5 腐蝕病^ミ
 - 1 実施の目的
発生予防(清浄性の確認)のため
 - 2 実施する区域
県内全域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている蜜蜂のうち家畜保健衛生所長が必要と認める蜜蜂
 - 4 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
臨床検査、ミルクテスト及び細菌検査
- 第6 アカバネ病
 - 1 実施の目的
発生予察のため
 - 2 実施する区域
県内全域
 - 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼養されている牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるワクチン未接種の未越夏の牛
 - 4 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日
 - 5 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査
- 第7 オーエスキー病
 - 1 実施の目的

発生予防(清浄性の確認)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める繁殖豚、繁殖候補豚及び肥育豚

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

第8 豚流行性下痢

1 実施の目的

発生予防(抗体保有状況の把握)のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県外導入豚及び実施区域内で飼養されている豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査

石川県告示第76号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、豚熱の予防のための注射を次のとおり実施する。

令和3年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 実施の目的

発生予防のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養されている豚及びいのししのうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において管轄家畜保健衛生所長が指定する日

5 注射の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づく方法

石川県告示第77号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 解除予定保安林の所在場所

金沢市専光寺町レ1の3

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

石川県告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
小松市	小松都市計画下水道事業小松公共下水道 (中央処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和40年7月31日から 令和8年3月31日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和3年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

令和3年3月1日

2 特定非営利活動法人の名称

NPO法人863

3 代表者の氏名

RAVINDER SINGH

4 主たる事務所の所在地

加賀市加茂町カ73番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、経済的に困窮した外国人に対して、日本で死亡した際の葬儀に関する事業を行い、全ての外国人が安心して日本で暮らすことができる体制の整備に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

令和3年3月1日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人当日

3 代表者の氏名

尻田 幸雄

4 主たる事務所の所在地

鳳珠郡能登町字当日38字148番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、当日集落で地域資源を最大限活用した豊かな地域を作り、地元住民含め都会からの後継者の定住や交流人口拡大を促進し、持続可能な当日集落とする。伝統や文化、豊かな地域景観を守り次の世代につなげながら、安心・安全な食料や再生可能エネルギーの供給を行う事で国民の健康と福祉の増進に貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和3年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
令和3年2月18日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本中国朱鷺保護協会
- 3 代表者の氏名
橋本 健一
- 4 主たる事務所の所在地
羽咋市次場町ツ10番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、朱鷺の絶滅を防ぎ、その生息環境を改善し朱鷺の保護増殖を図ることにより良好な生態系の保全に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和3年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ加賀作見店、ファミリーマート加賀作見店
加賀市作見ニ75番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田 貴司
東京都港区芝浦三丁目1番21号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田 貴司
東京都港区芝浦三丁目1番21号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年11月4日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,835平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 120台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 66平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 13.3立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

クスリのアオキ 午前9時から午前0時まで

ファミリーマート 24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 7箇所

位置 縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

一部24時間

7 届出年月日

令和3年3月3日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市経済環境部商工振興課

9 届出等の縦覧期間

令和3年3月16日から同年7月16日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年7月16日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)クスリのアオキ布市店

白山市布市1丁目175番1 外10筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年11月5日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,570平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 86台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 18台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 118平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 16立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午前0時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 5箇所

位置 縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前5時から午後8時まで

一部午前6時から午後9時まで

7 届出年月日

令和3年3月4日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課

9 届出等の縦覧期間

令和3年3月16日から同年7月16日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年7月16日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和3年3月17日から同年4月14日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
能登部大谷内池地区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	中能登町農林課

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、令和3年に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26第1項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求（以下「申請」という。）の時期及び

方法等に関し必要な事項を次のとおり定めた。

令和3年3月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 審査基準日

審査の基準となる日(以下「審査基準日」という。)は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間の決算日とする。ただし、新規設立業者で当該対象期間に決算日を有しないものの審査基準日は、個人にあつては事業開始の日、法人にあつては設立の日とする。

2 申請の時期

次に掲げる審査基準日の区分に応じ、それぞれに掲げる期間内とする。

- (1) 令和2年10月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 令和3年4月15日まで
- (2) 令和2年11月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 令和3年5月15日まで
- (3) 令和2年12月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 令和3年6月15日まで
- (4) 令和3年1月1日から同年2月28日までの間に審査基準日を有するもの 同年7月15日まで
- (5) 令和3年3月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 同年8月15日まで
- (6) 令和3年4月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年9月15日まで
- (7) 令和3年5月1日から同年6月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年10月15日まで
- (8) 令和3年7月1日から同年8月31日までの間に審査基準日を有するもの 同年11月15日まで
- (9) 令和3年9月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年12月15日まで
- (10) 特別の事由により、(1)から(9)までに掲げる申請期間内に申請することが困難な者については、随時に申請することができるものとする。

なお、これらの日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日とする。

3 申請の方法等

申請をしようとする者は、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木総合事務所へ、4に掲げる申請書類等を提出すること。

4 申請書類等

(1) 申請書等及び添付書類

ア 申請書及び請求書

省令別記様式第25号の14により作成すること。

イ 添付書類

(ア) 省令第19条の8第1項に規定する書類

(イ) 省令第19条の5に規定する書類(総合評定値を請求する場合)

(ウ) 石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提出を求める書類

(2) 確認書類

石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において確認を求める書類

5 手数料の額及び納付方法

(1) 手数料の額

石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)別表の15の項に定める額

(2) 納付方法

石川県証紙を使用料(手数料)納入票に貼付して提出すること。

(3) 再審査に係る手数料等

法第27条の28又は省令第20条第2項に規定する再審査の申立てについて総合評定値の請求を行っていた者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、(1)にかかわらず、総合評定値の請求に係る手数料は、徴収しないこととする。

6 結果等の通知

経営規模等評価結果及び総合評定値の通知は、申請者宛に郵送する。

7 問合せ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ(金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号 076-225-1712)